

公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟

ブロック連絡協議会設置要綱

第1条 公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟に加盟する都道府県ペタンク協会は、別表に定めるブロック毎にブロック連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

第2条、協議会は、各ブロックにおけるペタンク競技の普及、指導員・審判員の育成及び技術の向上等に関する事業の実施ならびに連絡調整を図ることを目的とする。

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) J P B F カップブロックペタンク選手権大会、ブロックベテランペタンク大会その他の競技会を運営すること。
- (2) 一般普及講習会を実施すること。
- (3) 審判員および指導員の資格検定を実施すること。
- (4) ジュニア育成、ベテラン活動支援等の事業を実施すること。
- (5) ナショナルチーム級の選手を育成する強化事業を実施すること。
- (6) その他目的を達成するために必要とする事業を行うこと。

第4条 協議会は、各ブロックの都道府県協会（以下「県協会」という。）から推薦された各2名（北海道については数名）の理事をもって組織する。理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 協議会に会長および副会長（若干名）をおく。会長および副会長は、理事の互選により選出する。
- 3 協議会に、必要に応じ総務部会、指導普及部会、審判競技会部会、選手強化部会等をおく。

第5条 協議会は、年間の活動状況を毎年4月末までに本法人に文書で報告するものとする。ただし、緊急・重要な事項は、速やかに報告するものとする。

第6条 協議会の経費は、県協会の負担金、本法人の事業費、参加料収入その他をもって支弁する。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は各協議会が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 26 年 3 月 2 日から施行する。旧要綱は廃止する。

附 則 この規程の改正は、平成 26 年 3 月 15 日から施行する。

別 表 ブロック協議会の名称

名 称	地域区分（都道府県）
北海道ブロック連絡協議会	北海道
東北ブロック連絡協議会	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県 福島県
関東ブロック連絡協議会	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県 東京都・神奈川県・山梨県
北信越ブロック連絡協議会	新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県
東海ブロック連絡協議会	静岡県・愛知県・岐阜県・三重県
近畿ブロック連絡協議会	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
中国ブロック連絡協議会	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国ブロック連絡協議会	香川県・徳島県・愛媛県・高知県
九州ブロック連絡協議会	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県 宮崎県・鹿児島県・沖縄県